省令

○財務省令第五十八号

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和二年政令第二百十七号）の施行に伴い、並びに関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第二十一条の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月八日

財務大臣　麻生　太郎

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定） **第三条**　令第二十一条（船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定）に規定する財務省令で定める船舶は、東経百十八度及び東経百五十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行う漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条第九号（大臣許可漁業の種類）に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。	（船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定） **第三条**　令第二十一条（船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定）に規定する財務省令で定める船舶は、東経百十八度及び東経百五十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行う同条に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日から施行する。

○財務省令第五十九号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）及び漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和二年政令第二百十七号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月八日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項第四号の二、第五号の九及び第六号中「ものである旨を」を「旨を」に改め、同項第八号中「消滅（価値の減少を含む。）する」を「消滅（価値の減少を含む。次号ロ及びハにおいて同じ。）をする」に、「支払い」を「支払」に改め、同項第九号ロ中「第三十九条第一項」を「第九十三条第一項」に、「消滅（価値の減少を含む。ハにおいて同じ。）した」を「消滅をした」に改め、同号ハ中「消滅した」を「消滅をした」に改め、同項第十一号中「支払い」を「支払」に改める。

第三十二条中「同項」を「漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条第九号」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

第二条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条の七第二項第一号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「漁業協同組合の組合員の共済に関する事業」及び「水産加工業協同組合の組合員の共済に関する事業」を「事業の種類」に改める。

附　則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

○財務省令第六十号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条の規定に基づき、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う漁業権の耐用年数の経過措置に関する省令を次のように定める。

令和二年七月八日

財務大臣　麻生　太郎

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う漁業権の耐用年数の経過措置に関する省令

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「漁業法改正法」という。）の施行の際現に漁業法改正法第一条の規定による改正前の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の免許（以下「旧免許」という。）を受けている個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）が、漁業法改正法附則第九条第一項の規定により当該個人又は法人が受けたものとみなされる漁業法改正法第一条の規定による改正後の漁業法第六十九条第一項の免許に係る漁業権（以下「新漁業権」という。）を取得した場合において、当該個人又は法人が当該新漁業権に係る旧漁業権（旧免許に係る漁業権をいう。以下同じ。）につき減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）第三条第一項又は第二項の規定の適用を受けていたときは、当該個人又は法人の当該新漁業権の耐用年数については、同令第一条第一項の規定にかかわらず、当該個人又は法人において当該旧漁業権の耐用年数とされていた年数による。

附　則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。